

●香川県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

さぬき市

2 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 さぬき公共下水道（津田処理区）

3 事業施行期間

昭和49年9月3日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

さぬき市津田町鶴羽字一本松、津田字蟹甲及び字北上所の全部並びに鶴羽字東良谷、字中谷、字岡の端、字鶴部、字鳶谷、字東代、字西代、字大池、字薬師堂、津田字琴林、字御座田、字南上所、字西畑、字流田、字汐田、字下川北、字南羽立、字中羽立、字北羽立、字北原、字吉見、字平畑及び字前坂の一部